

鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業実施要領

第1 趣旨

鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業（以下「事業」という。）の実施に関する取扱いについては、鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金交付要綱（平成 28 年 3 月 31 日付第 201500193201 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業目的

本県農業の活力増進のため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を国事業の産地生産基盤パワーアップ事業（以下「国事業」という。）を活用して推進し、園芸品目等を緊急的に生産拡大するため、高収益な野菜・花き・果樹等のハウス栽培品目を中心とした生産振興を図る。

第3 事業内容及び留意事項

1 事業内容

本事業の補助内容、事業実施主体、補助限度額等は要綱別表に定めるとおりとする。

2 事業対象

本事業の対象となる鳥取型低コストハウスの仕様等は別に定めるとおりとする。

3 対象品目

要綱別表第1欄に掲げる県が指定する施設園芸品目等とは、次表のとおりとする。

エース級品目	すいか、トマト、白ねぎ（育苗）、ブロッコリー（育苗）
10億円品目	きゅうり、メロン、ピーマン、 ほうれんそう等軟弱葉物類（小松菜、青ねぎ、春菊、チンゲンサイ、サラダ菜）、 花壇苗、切り花類（ストック、ユリ、リンドウ、キク等）、 しいたけ、ブドウ等
1億円品目	小玉すいか、いちご、アスパラガス

4 競争入札等の実施

国事業に位置づけられる取組主体（以下「取組主体」という。）は、鳥取型低コストハウスが設置可能な県内ハウス施工業者のうち、4者以上から見積りを取ることとし、競争入札等を実施することで事業費を低減すること。なお、鳥取型低コストハウスが設置可能な県内ハウス施工業者は別に定めるとおりとする。

5 園芸施設共済等への加入

鳥取型低コストハウスを導入した農業者は、事業完了後、国の共済制度等に確実に加入するものとする。

第4 事業実施手続等

1 取組主体、地域再生協議会長等、県（地方事務所の長）は、国事業交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）の別記 3 の第 10 に基づく事業実施の手続を行うことで、本事業の事業実施手続と行ったとみなすものとする。なお、取組主体は、事業実施の手続きを行う際、併せて別記様式第 1 号により鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業実施計画書（以下「実施計画書」という）を作成し、添付するものとする。

2 地域再生協議会長等及び地方事務所の長は、1 の事業の手続きを行う際、実施計画書の写しを添付するものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 取組主体、地域再生協議会長等、県（地方事務所の長）は、国要綱の別記2の第15に基づく事業実施状況報告を行うことで、本事業の実施状況の報告を行ったとみなすものとする。なお、取組主体は、事業状況の報告を行う際、併せて別記様式第1号により鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）を作成し、添付するものとする。
- 2 地域再生協議会長等及び地方事務所の長は、1の事業の手続きを行う際、実施状況報告書の写しを添付するものとする。

第6 事業の評価

計画に定められた成果目標の達成状況については、国要綱の別記2の第16に基づく方法で事業評価を行うものとする。

附 則

- この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年3月7日から施行する。
- この要領は、平成30年9月11日から施行する。
- この要領は、平成31年3月27日から施行する。
- この要領は、令和2年3月25日から施行する。
- この要領は、令和3年3月19日から施行する。
- この要領は、令和4年2月14日から施行する。
- この要領は、令和5年2月2日から施行する。